

第103期定時株主総会招集ご通知に 際してのインターネット開示事項

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

連 結 注 記 表

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

株式会社富士通ゼネラル

上記の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fujitsu-general.com/jp/>) に掲載することにより、株主のみなさまにご提供しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------------|---------------|-----------|----------------|---------------|----------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 18,089 | - | 104,660 | △5,023 | 117,726 |
| 会計方針の変更による 累積的影響額 | | | △502 | | △502 |
| 会計方針の変更を反映した 当期首残高 | 18,089 | - | 104,157 | △5,023 | 117,223 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | 35 | 35 | | | 70 |
| 剰余金の配当 | | | △3,244 | | △3,244 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 3,722 | | 3,722 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 | △0 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | 34 | | 34 |
| 持分法の適用範囲の変動 | | | △9 | | △9 |
| 株主資本以外の項目の当期 変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | 35 | 35 | 503 | △0 | 573 |
| 当期末残高 | 18,124 | 35 | 104,660 | △5,023 | 117,797 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 非支配株主 持分 | 純資産 合計 |
|-------------------------------|----------------------|--------------|---------------|----------------------|-----------------------|--------------|----------------|
| | その他有価 証券評価差 額金 | 土地再評価 差額金 | 為替換算 調整勘定 | 退職給付に 係る調整累 計額 | その他の包 括利益累計 額合計 | | |
| 当期首残高 | 1,120 | 4,793 | △1,979 | △102 | 3,832 | 4,526 | 126,085 |
| 会計方針の変更による 累積的影響額 | | | | | | △2 | △504 |
| 会計方針の変更を反映した 当期首残高 | 1,120 | 4,793 | △1,979 | △102 | 3,832 | 4,524 | 125,580 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行 | | | | | | | 70 |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △3,244 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | | | | | 3,722 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △0 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | | | | 34 |
| 持分法の適用範囲の変動 | | | | | | | △9 |
| 株主資本以外の項目の当期 変動額(純額) | △351 | △34 | 5,058 | △128 | 4,543 | 756 | 5,300 |
| 当期変動額合計 | △351 | △34 | 5,058 | △128 | 4,543 | 756 | 5,874 |
| 当期末残高 | 768 | 4,759 | 3,079 | △230 | 8,376 | 5,281 | 131,454 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 38 社

主要な連結子会社の名称

Fujitsu General (Thailand) Co.,Ltd.、FGA (Thailand) Co.,Ltd.、
Fujitsu General Air Conditioning R&D (Thailand) Co.,Ltd.、
富士通将軍(上海)有限公司、富士通将軍中央空調(無錫)有限公司、
江蘇富天江電子電器有限公司、エアロシールド(株)、
Fujitsu General America, Inc.、Fujitsu General do Brasil Ltda.、
Fujitsu General Air Conditioning (UK) Ltd.、Fujitsu General (Euro) GmbH、
Fujitsu General (Italia) S.p.A.、Fujitsu General (Middle East) Fze、
Fujitsu General (Asia) Pte. Ltd.、Fujitsu General (India) Private Ltd.、
ABS Fujitsu General Private Ltd.、Fujitsu General (Aust.) Pty Ltd.、
Precise Air Group (Holdings) Pty Ltd.、Fujitsu General New Zealand Ltd.、
富士通将軍商貿(上海)有限公司、Fujitsu General (Taiwan) Co.,Ltd.、
(株)富士通ゼネラルエレクトロニクス、(株)富士通ゼネラルOSテクノロジー、
(株)富士エコサイクル、(株)富士通ゼネラルイーエムシー研究所

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 3 社

主要な会社等の名称

TCFG Compressor (Thailand) Co., Ltd.、ETA General Private Ltd.

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称等

会社の名称 (株)アールステーション

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、当期純利益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、エアロシールド(株)の決算日は9月30日であり、富士通将軍(上海)有限公司、富士通将軍中央空調(無錫)有限公司、江蘇富天江電子電器有限公司、Fujitsu General (Italia) S.p.A.及び富士通将軍商貿(上海)有限公司他1社の決算日は12月31日であります。連結計算書類は連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類により作成しております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ取引

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。ただし、一部の在外連結子会社は先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

機械及び装置 5～12年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5～10年

顧客関連資産 15年

技術資産 6年

のれん 5～20年

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

販売した製品の無償アフターサービス費用に備えるため、経験率及び個別見積りに基づき計上しております。

③ 海外事業等再編引当金

空調機事業強化に向けた各地域の販売体制強化・再構築に係る費用等を合理的に算定し計上しております。

④ 独禁法関連引当金

独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令に関連して発生する可能性のある損失に備えるため、損失見込額を合理的に算定し計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

製品の販売については、通常、製品の引渡時点において顧客が製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点において収益を認識しております。取引価格の算定にあたっては、顧客との契約において約束された対価から、販売手数料等を控除した金額で算定しております。

工事契約については、一定の要件を満たす場合、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、進捗度を合理的に見積ることができない場合は、原価回収基準により収益を認識しております。

保守契約については、履行義務の充足につれて顧客が便益を享受すると考えられることから、一定期間にわたり収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務の充足時点から概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 重要なヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 履行義務の充足による収益の認識

従来、国内向けの物品販売については、主に出荷時点で収益を認識しておりましたが、着荷時点で収益を認識する方法に変更しております。また、国内向けの保守契約については、契約に基づき一時点で収益を認識しておりましたが、一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

(2) 変動対価及び顧客に支払われる対価

従来、売上原価ならびに販売費及び一般管理費に計上しておりました販売手数料等の顧客に支払われる対価の一部について、取引価格から減額する方法に変更しております。なお、変動対価が含まれる取引については、その不確実性が事後的に解消される際に、収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第 86 項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行っております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。

この結果、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は 7,051 百万円、売上原価は 128 百万円、販売費及び一般管理費は 7,178 百万円それぞれ減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ 256 百万円増加しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は 502 百万円、非支配株主持分は 2 百万円減少しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

また、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度末に係る連結計算書類から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、連結計算書類に与える影響はありません。

（会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

1. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 5,486百万円

(2) その他の情報

当社グループは、各連結会計年度において、減損の兆候の有無を把握し、減損の兆候があると判断したのれんについては、経営者が承認した将来事業計画の割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合に減損損失を認識しております。

減損損失の測定に使用する回収可能価額は、同様に経営者が承認した将来事業計画を基礎とした将来見積キャッシュ・フロー等に基づき算定しております。

これらに使用する事業計画等の仮定は、使用する時点において入手可能な情報に基づく最善の見積りと判断により策定しておりますが、将来の事業環境の変化等の影響により見直しが必要となった場合には、減損損失が発生し、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 独禁法関連引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 7,900百万円

(2) その他の情報

当社は、2017年2月、消防救急無線のデジタル化に係る商品または役務に関し、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたが、各命令の内容には、事実認定と法解釈において会社と公正取引委員会との間で見解の相違があることから、同年8月、各命令に対する取消訴訟を提起しました。2022年3月に第一審判決がありましたが、同月控訴し現在訴訟手続が継続中であります。

独禁法関連引当金は、本件に関して将来発生の可能性が高い支払いに備えるため、顧問弁護士等の見解を踏まえて、当社が現在入手可能な情報に基づき、合理的な金額を見積り引当金を計上しておりますが、今後の裁判の進展などにより見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布 法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(2001年3月31日公布 法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、この評価差額のうち当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布 政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における

時価と再評価後の帳簿価額との差額 Δ 718百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額 3百万円

2. 海外事業等再編費用

空調機事業強化に向けた各地域の販売体制強化・再構築に係る費用等であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 109,301,660株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|---------------------|------------|------------|
| 2021年6月17日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,569 | 15 | 2021年3月31日 | 2021年6月18日 |
| 2021年10月26日 取締役会 | 普通株式 | 1,674 | 16 | 2021年9月30日 | 2021年12月2日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり、決議を予定しております。

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 配当の 原資 | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------|---------------------|------------|------------|
| 2022年6月16日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,674 | 利益剰余金 | 16 | 2022年3月31日 | 2022年6月17日 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、手元資金を安全性の高い銀行預金等の金融資産にて運用することとしております。資金調達については、市場環境及び当社グループの財務状況等を総合的に勘案し、銀行借入や社債等の調達手段より、適宜、最適と判断する手段にて調達する方針としております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機及びトレーディング目的では行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクが存在しますが、当社グループの与信管理規程に従い取引先ごとの期日及び残高を管理するとともに、主要な取引先の財務状況等を定期的にモニタリングし、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクが存在しますが、原則として通貨別に営業債務とネットしたポジションについて、必要に応じ先物為替予約を利用してヘッジしており、これらは当社財務経理部門で一元管理しております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、市場変動リスク等が存在しますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、当社グループは、外貨建ての営業債務を保有しており、為替の変動リスクが存在しますが、前述の営業債権と同様の手法にて、リスクをヘッジしております。

短期借入金及び長期借入金は、営業取引並びに設備投資に係る資金調達であり、金利の変動リスクが存在しますが、必要に応じ固定金利取引及び金利スワップ取引を利用してヘッジしております。

また、営業債務や短期借入金は、資金調達に係る流動性リスクが存在しますが、当社グループでは、各社が月次単位の資金繰計画に基づき管理を行っております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務等に係る為替変動リスクに対するヘッジ目的の先物為替予約取引、並びに借入金に係る金利変動リスクに対するヘッジ目的の金利スワップ取引であります。なお、重要なヘッジ会計の処理については、前述の(5)その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項①重要なヘッジ会計の処理をご参照下さい。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額 3,561万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」及び「短期借入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)

| | 連結貸借対照表 計上額 (*) | 時価 (*) | 差額 |
|--------------|--------------------|--------|----|
| (1) 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 2,431 | 2,431 | — |
| (2) デリバティブ取引 | 37 | 37 | — |

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位:百万円)

| 区分 | 時価 | | | |
|----------|-------|------|------|-------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | | | | |
| 株式 | 2,425 | — | — | 2,425 |
| 投資信託 | 5 | — | — | 5 |
| デリバティブ取引 | — | 37 | — | 37 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び投資信託は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、売上高を顧客の所在地を基礎とした国又は地域に分解しております。分解した地域別の売上高と報告セグメントとの関係は以下の通りです。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | | | その他 | 合計 |
|-----------|---------|-----------------|---------|-------|---------|
| | 空調機 | 情報通信・ 電子デバイス | 計 | | |
| 日本 | 53,264 | 27,428 | 80,692 | 2,460 | 83,153 |
| 米州 | 42,197 | 17 | 42,214 | — | 42,214 |
| 欧州 | 69,174 | 88 | 69,262 | — | 69,262 |
| 中東・アフリカ | 19,518 | — | 19,518 | — | 19,518 |
| オセアニア | 29,582 | — | 29,582 | — | 29,582 |
| アジア | 23,754 | 321 | 24,076 | — | 24,076 |
| 中華圏 | 14,963 | 1,358 | 16,321 | — | 16,321 |
| 外部顧客への売上高 | 252,453 | 29,214 | 281,668 | 2,460 | 284,128 |

(注) リース取引に係る収益は、重要性がないため、売上高に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

| | 当連結会計年度 |
|----------------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権 (期首残高) | 72,305 |
| 顧客との契約から生じた債権 (期末残高) | 79,244 |
| 契約資産 (期首残高) | 2,930 |
| 契約資産 (期末残高) | 3,906 |
| 契約負債 (期首残高) | 2,965 |
| 契約負債 (期末残高) | 3,059 |

契約資産は工事契約から生じる未請求の債権であり、支払に対する権利が無条件になった時点で債権へ振り替えられます。契約負債は契約に基づく履行に先立ち受領した対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,231百万円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約及び提供したサービスの時間等に基づき固定額を請求する契約等について注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

なお、当該履行義務のうち87%は「情報通信・電子デバイス」セグメントに関するものであります。

(単位：百万円)

| | 当連結会計年度 |
|---------|---------|
| 1年以内 | 2,605 |
| 1年超2年以内 | 737 |
| 2年超3年以内 | 414 |
| 3年超 | 590 |
| 合計 | 4,349 |

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額

1,205円43銭

1 株当たり当期純利益

35円57銭

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|--------------------------|---------------|------------|-----------|------------|--------------|---------------------|---------------|---------------|----------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 18,089 | 529 | 24 | 553 | 2,267 | 81,281 | 83,548 | △5,023 | 97,168 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | △470 | △470 | | △470 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 18,089 | 529 | 24 | 553 | 2,267 | 80,811 | 83,078 | △5,023 | 96,698 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 35 | 35 | | 35 | | | | | 70 |
| 剰余金の配当 | | | | | 324 | △3,568 | △3,244 | | △3,244 |
| 当期純利益 | | | | | | 11,243 | 11,243 | | 11,243 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | △0 | △0 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | | | 34 | 34 | | 34 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | 35 | 35 | - | 35 | 324 | 7,709 | 8,033 | △0 | 8,103 |
| 当期末残高 | 18,124 | 564 | 24 | 588 | 2,591 | 88,520 | 91,112 | △5,023 | 104,801 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|--------------------------|--------------|--------------|--------------|----------------|
| | その他有価証券評価差額金 | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 943 | 4,793 | 5,736 | 102,905 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | △470 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 943 | 4,793 | 5,736 | 102,434 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | | | | 70 |
| 剰余金の配当 | | | | △3,244 |
| 当期純利益 | | | | 11,243 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | 34 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △270 | △34 | △304 | △304 |
| 当期変動額合計 | △270 | △34 | △304 | 7,799 |
| 当期末残高 | 672 | 4,759 | 5,431 | 110,233 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ取引

時価法を採用しております。

(3) 棚卸資産

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

機械及び装置 5～7年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5～10年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 製品保証引当金

販売した製品の無償アフターサービス費用に備えるため、経験率及び個別見積りに基づき計上しております。

(4) 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、当事業年度末の未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

(5) 独占禁法関連引当金

独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令に関連して発生する可能性のある損失に備えるため、損失見込額を合理的に算定し計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(7) 環境対策引当金

ポリ塩化ビフェニル（PCB）の撤去、処分等に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

製品の販売については、通常、製品の引渡時点において顧客が製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点において収益を認識しております。取引価格の算定にあたっては、顧客との契約において約束された対価から、販売手数料等を控除した金額で算定しております。

工事契約については、一定の要件を満たす場合、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、進捗度を合理的に見積ることができない場合は、原価回収基準により収益を認識しております。

保守契約については、履行義務の充足につれて顧客が便益を享受すると考えられることから、一定期間にわたり収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務の充足時点から概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

なお、当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 履行義務の充足による収益の認識

従来、国内向けの物品販売については、主に出荷時点で収益を認識しておりましたが、着荷時点で収益を認識する方法に変更しております。また、国内向けの保守契約については、契約に基づき一時点で収益を認識しておりましたが、一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

(2) 変動対価及び顧客に支払われる対価

従来、売上原価ならびに販売費及び一般管理費に計上しておりました販売手数料等の顧客に支払われる対価の一部について、取引価格から減額する方法に変更しております。なお、変動対価が含まれる取引については、その不確実性が事後的に解消される際に、収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行っております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。

この結果、当事業年度の損益計算書は、売上高は13,658百万円、売上原価は11,914百万円、販売費及び一般管理費は1,964百万円それぞれ減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ221百万円増加しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は470百万円減少しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

また、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度末に係る計算書類から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

1. 関係会社株式及び関係会社出資金の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 40,432百万円

(2) その他の情報

当社は、関係会社株式及び関係会社出資金について実質価額と取得原価とを比較し、実質価額が取得原価に比べて50%以上低下している場合、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない限り減損処理をしております。

実質価額は、各関係会社の財務諸表を基礎とした純資産額、もしくは純資産額に買収時において認識した超過収益力を反映させたものを使用しており、超過収益力には、経営者が承認した将来事業計画等の仮定を使用しております。

事業計画等の仮定は、使用する時点において入手可能な情報に基づく最善の見積りと判断により策定しておりますが、将来の事業環境の変化等の影響により見直しが必要となった場合には、減損損失が発生し、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 独禁法関連引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 7,900百万円
(2) その他の情報

当社は、2017年2月、消防救急無線のデジタル化に係る商品または役務に関し、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたが、各命令の内容には、事実認定と法解釈において会社と公正取引委員会との間で見解の相違があることから、同年8月、各命令に対する取消訴訟を提起しました。2022年3月に第一審判決がありましたが、同月控訴し現在訴訟手続が継続中であります。

独禁法関連引当金は、本件に関して将来発生の可能性が高い支払いに備えるため、顧問弁護士等の見解を踏まえて、当社が現在入手可能な情報に基づき、合理的な金額を見積り引当金を計上しておりますが、今後の裁判の進展などにより見直しが必要となった場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 16,953百万円
2. 保証債務
関係会社の銀行借入等に対する保証 10,147百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- | | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 76,822百万円 |
| 長期金銭債権 | 90百万円 |
| 短期金銭債務 | 41,712百万円 |
| 長期金銭債務 | 12百万円 |

4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布 法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(2001年3月31日公布 法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、この評価差額のうち当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布 政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日
再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額 Δ 718百万円

(損益計算書に関する注記)

| | |
|---|-------------|
| 1. 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額 | 3 百万円 |
| 2. 関係会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 123,160 百万円 |
| 仕入高 | 161,800 百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 9,913 百万円 |
| 3. 海外事業等再編引当金戻入額 | |
| 過去に空調機事業強化に向けた各地域の販売体制強化・再構築に係る費用等を海外事業等再編引当金として計上しておりましたが、状況の変化により、減少分を戻し入れたものであります。 | |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

| | |
|-------------------------|-------------|
| 当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数 | |
| 普通株式 | 4,630,910 株 |

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

| | |
|--------------------|-----------|
| 貸倒引当金 | 2,014百万円 |
| 関係会社株式及び投資有価証券等評価損 | 1,029百万円 |
| 未払事業税及び事業所税 | 70百万円 |
| 退職給付引当金 | 2,602百万円 |
| 未払確定拠出年金移換金 | 1,971百万円 |
| 税務上の繰越欠損金 | 137百万円 |
| その他 | 2,505百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 10,331百万円 |
| 評価性引当額 | △3,204百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 7,127百万円 |

(繰延税金負債)

| | |
|--------------|-----------|
| その他有価証券評価差額金 | △269百万円 |
| 土地再評価差額金 | △2,365百万円 |
| その他 | △39百万円 |
| 繰延税金負債合計 | △2,674百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 4,453百万円 |

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|----------|--------|---------------------------|-------------------------------|-----------|---------------|-----|---------------|
| その他の関係会社 | 富士通㈱ | (被所有) 直接 44.1 | 情報通信機器の 受託生産及び販売等 役員の兼任 | 製品の売上高(注) | 317 | 売掛金 | 133 |

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注) 製品の売上高については、市場価格を勘案し、価格交渉の上、決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-------|--|---------------------------|-----------------|--------------------------|---------------|-----------|---------------|
| 子会社 | Fujitsu General (Thailand) Co., Ltd. | 直接 100.0 | 製品の仕入先 | 製品の仕入 高(注) 1 | 64,016 | 買掛金 | 9,740 |
| | | | | 資金の貸付 (△は減少) (注) 2 | 3,861 | 短期 貸付金 | 5,079 |
| | | | | 債務保証 (注) 3 | 7,912 | — | — |
| | 富士通将軍(上海) 有限公司 | 直接 100.0 | 製品の仕入先 役員の兼任 | 製品の仕入 高(注) 1 | 63,414 | 買掛金 | 17,652 |
| | | | | 受取配当金 | 2,673 | 未収入金 | 2,690 |
| | 富士通将軍中央空 調(無錫)有限公司 | 直接 100.0 | 製品の仕入先 役員の兼任 | 製品の仕入 高(注) 1 | 19,180 | 買掛金 | 2,202 |
| | Fujitsu General America, Inc. | 直接 100.0 | 製品の販売先 役員の兼任 | 製品の売上 高(注) 4 | 31,579 | 売掛金 | 24,278 |
| | | | | 受取配当金 | 2,168 | — | — |
| | Fujitsu General (Euro) GmbH | 直接 100.0 | 製品の販売先 | 製品の売上 高(注) 4 | 42,810 | 売掛金 | 11,030 |
| | Fujitsu General (Middle East) Fze | 直接 100.0 | 製品の販売先 | 製品の売上 高(注) 4 | 17,522 | 売掛金 | 2,856 |
| | Fujitsu General (India) Private Ltd. | 直接 100.0 | 製品の販売先 | 製品の売上 高(注) 4 | 5,583 | 売掛金 | 6,059 |
| | Fujitsu General (Aust.) Pty Ltd. | 直接 100.0 | 製品の販売先 役員の兼任 | 製品の売上 高(注) 4 | 11,111 | 売掛金 | 4,131 |
| | 富士通将軍商貿 (上海)有限公司 | 直接 100.0 | 資金の貸付先 役員の兼任 | 資金の貸付 (△は減少) (注) 2 | 811 | 短期 貸付金 | 6,856 |
| | ㈱富士通ゼネラル エレクトロニクス | 直接 100.0 | 製品の仕入先 | 製品の仕入 高(注) 1 | 13,856 | 買掛金 | 3,903 |
| 受取配当金 | | | | 1,504 | 未収入金 | 1,504 | |

上記の金額のうち、㈱富士通ゼネラルエレクトロニクスの製品の仕入取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 製品の仕入高については、市場価格を勘案し、価格交渉の上、決定しております。
- (注) 2. 資金の貸付は、純増減額を記載しております。また、利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (注) 3. 銀行借入等について、債務保証を行ったものであります。
- (注) 4. 製品の売上高については、市場価格を勘案し、価格交渉の上、決定しております。
- (注) 5. 関係会社への貸倒懸念債権に対し、6,587百万円の貸倒引当金を計上しております。また当事業年度において977百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

2. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

| | 当事業年度 |
|----------------------|--------|
| 顧客との契約から生じた債権 (期首残高) | 66,933 |
| 顧客との契約から生じた債権 (期末残高) | 81,608 |
| 契約資産 (期首残高) | 2,930 |
| 契約資産 (期末残高) | 3,906 |
| 契約負債 (期首残高) | 1,765 |
| 契約負債 (期末残高) | 1,381 |

契約資産は工事契約から生じる未請求の債権であり、支払に対する権利が無条件になった時点で債権へ振り替えられます。契約負債は契約に基づく履行に先立ち受領した対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,197百万円です。

(2) 残存履行義務に分配した取引価格

当社は、残存履行義務に分配した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。残存履行義務に分配した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

なお、当該履行義務は「情報通信・電子デバイス」セグメントに関するものであります。

(単位：百万円)

| | 当事業年度 |
|---------|-------|
| 1年以内 | 2,419 |
| 1年超2年以内 | 515 |
| 2年超3年以内 | 294 |
| 3年超 | 524 |
| 合計 | 3,754 |

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1,053円15銭

1株当たり当期純利益

107円42銭